

事件番号 令和6年(行ウ)第21号

損害賠償請求行為請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(2)

2024年7月5日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告 榎本清

第1 「成功報酬」について

1、被告の主張について

被告は、「控訴審訴訟事務委託契約書(乙3)の規定に基づいて、委託した訴訟事務が終了した後、すなわち本件控訴審事件の判決が言い渡され、同事件の訴訟事務が終了した後に協議をした上で成功報酬額についての合意をして、その合意した額を支払っているのであるから違法と指摘される点はない。」(答弁書5頁12~15行)と主張する。つまり契約書を交わし、成功報酬について協議し、合意したものであるから違法ではないと、外形的な手続きの存在のみを根拠として適法であると主張しているに過ぎない。

さらに原告の主張をも、外形的な訴訟事務委託契約の文言に矮小化し、東京高等裁判所令和4年(ネ)第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書(乙3号証 以下、「高裁契約書」と略す。)に「『損害賠償請求訴訟が確定後に成功報酬を支払う』とは規定されていない。」(答弁書5頁9~10行)とし、「原告の上記主張は、契約書の文言に反している」(同5頁10行)と主張している。

しかし原告の主張するところは、判決が確定するまでは成功報酬が発生する条件が整っておらず、そのような条件下で成功報酬を支払うことは違法であるという点だけであって、被告の言うように、「『損害賠償請求訴訟が確定後に成功報酬を支払う』と高裁契約書に規定

されて」(同前) いるなどという主張をしたことはない。そもそも、被告が高裁契約書に書かれているという「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」という文言は、確定判決後に「協議して定める」ことと矛盾するものではない。

比喩を用いて言えば以下のようなことになる。高裁契約書には「選手の発走は、選手がスタートラインに揃ったことを確認してから行う」とあるのに対し、原告は「選手は号砲が鳴った時にスタートする」と主張しているのものであって、このことは「選手の発走は、選手がスタートラインに揃ったことを確認してから行う」に包摂される規定であり、両者は矛盾するものではない。原告は、被告東大和市がフライングを犯したと主張しているのである。

2、問われるべきこと

公金の支出に当たっては、外形的な手続きを経ることはもとより、その手続きの内容が適正に行われているかが重大である。本件においては、支出科目が設定されていること、支出科目の予算内であること、支出の内容が支出科目の目的に沿っていることに加え、支出の原因となる行為の必要性と適時性があり、違法な点はないか、支払額は適正なものであるか、支払い対象が妥当であり、法的な違法性及びその疑いがあるものではないかが、厳格に検討され判断されなければならない。これは公金出納責任者の義務である。

とりわけ支出負担行為の必要性・適時性、及び適法性が、本件で問題にしている点であり、重要な事項である。具体的には、支出の原因となった行為である成功報酬支払いを合意した東京高等裁判所令和4年(ネ)第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約協議書(乙5号証 以下「高裁協議書」と略す。)締結が、必要性のあるものだったか否か(必要性の有無)、なおかつ当該時点(高裁協議書締結、及び支出決定日2022年11月21日)でなされなければならないものであったか否か(適時性の有無)、なおかつ違法性が無いか否か(適法性の有無)が問われねばならない。

その意味では、問題にされるべきは高裁契約書ではなく、高裁協議書である。東大和市長が高裁協議書を交わし成功報酬支払いに合意したことがその発端であり、何故この時点(2022年11月21日)でなければならなかったか、いかなる根拠と判断をもってこれに応じたのかが、最も問われなければならないことである。

この意味で高裁協議書、ならびに支出命令票に押印した者すべてにその説明の義務がある。とりわけ尾崎保夫東大和市長（当時）、及び木村西会計管理者（当時）については、自身の口頭をもって直接説明する義務がある。

第2 経済的利益について

1、東京平河法律事務所の報酬規程

訴訟事務委託契約における成功報酬とは、訴訟によって獲得した経済的利益をもとに算出された、委託者から受託者である訴訟代理人に支払われる金員のことである。

原告準備書面（1）の「(2) 成功報酬支払の妥当性」（原告準備書面（1）6～7頁）でこのことはすでに述べたので、ここでは下記事実を記すにとどめる。

本件の場合、確定判決が出る（最高裁の判断が示され、地裁判決が確定となる）までは、成功報酬を算出する元となる経済的利益の額のみならず、その有無すら不明（原告・被告双方にとって勝訴・敗訴の可能性は等価）である。

ところで被告の所属する東京平河法律事務所報酬規程（2004年4月1日制定）（甲13号証 以下「同規程」と略す。）によれば、成功報酬の請求等について以下の如く記されている。（【】は原告）

（弁護報酬の支払い時期）

第4条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

（事件等の個数等）

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。【以上、1～2頁】

【中略】

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第13条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。【「中略」以下3頁】

同規程は2003年11月12日に廃止された(旧)日本弁護士連合会報酬等基準(以下、「旧基準」と略す)とほぼ同一のものであり、旧基準は現在でも多くの弁護士会が採用しているものである。とりわけここに示した同規程第4条・第5条、並びに第13条は、「旧基準」と完全に同一のものである。

橋本弁護士がこの同規程に従い、一審では成功報酬を請求せず、控訴審での訴訟事務委託契約終了をもって高裁協議書を交わし、成功報酬を請求し、東大和市から支払いを受けたものであると(被告の主張内容も考え合わせることによって)推察されるところである。

ただし、同規程第5条の「第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。」について、第13条の「報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。」について、同弁護士がこれに従ったとは首肯できない。この2点については後述する。

2、支出負担行為

2022年11月21日に橋本弁護士は東大和市と高裁協議書を交わし、委託事務が終了したことを確認し、成功報酬の額を1,188,000円とすることに合意している。

ところが、高裁協議書には成功報酬発生の根拠や、成功報酬額の算定根拠については一切示されていない。「高裁契約書第3条第2項の規定に基づき成功報酬の額を1,188,000円(うち消費税及び地方消費税108,000円)とすることに合意する」(下線原告)と記されているのみである。しかし、高裁協議書で指摘されている高裁契約書第3条2項には、成功報酬発生の根拠や、成功報酬額の算定の根拠については書かれてはいない。その1項に東大和市が橋本弁護士に対し「着手金として金594,000円(うち消費税及び地方消費税

54,000 円) を支払う」と書かれているのみである。しかもこの着手金 594,000 円の算定根拠さえも明示されていない。

弁護士法第 22 条には「会則を守る義務」として、「弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならない。」と定められている。また日本弁護士連合会の「弁護士の報酬に関する規程」(甲 14 号証) 第 4 条には、「報酬の説明及び契約書の作成」として「2、弁護士等は、法律事務を受任したときは、弁護士等の報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。【中略】4、第二項の規定により作成する委任契約書には、受任する法律事務の表示及び範囲、弁護士等の報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期、委任事務の終了に至るまで委任契約の解除ができる旨並びに委任契約が途中で終了した場合の清算方法を記載しなければならない。」(【】内、及び下線は原告) と定められている。

ところが前記の通り、高裁契約書にも高裁協議書にも、報酬金の算定方法も支払時期も明示されていない。橋本弁護士が「弁護士等の報酬の算定方法及び支払時期」の明示を怠っているのであれば、東大和市にはこれを求める義務がある。しかるにその形跡を示す文書は見られない

なお、高裁契約書には第 6 条に「この契約について疑義の生じた事項及びこの契約書に定めのない事項については、双方協議して定める。」とあるが、協議を行った事実は見られない。これを確認する意味でも契約当事者の尋問が必要である。

つまり、成功報酬発生の根拠も、その額の算定根拠も、着手金額の算定根拠もいっさい示されることがなく、東大和市はこれに合意しているのである。このことは、東大和市における支出負担行為について疑念を抱かせるものであり、もしこれが正しく行われていなければ、公金の支出における重大な過失と言える。これらの点を解明する意味で関係者の直接の説明が必要とされる。

3、経済的利益の額の推定から

上記のごとく、着手金、及び成功報酬の算定根拠、また成功報酬発生の根拠が一切示されていないので、これらを知るためには、これまでに示された数字から推定するより他はない。

成功報酬に関して言えば、東大和市が橋本弁護士に支払った成功報酬額は着手金の額の2倍である。これは同規程第17条（民事事件の着手金及び報酬金）で示されている、着手金は経済的利益の額の8%・報酬金は経済的利益の額の16%の割合＝着手金1に対し報酬（成功報酬）金2に相当する。すなわち、東大和市が受ける経済的利益の額は、成功報酬として支払った1,188,000円を0.16で除した額、7,425,000円（税抜き6,750,000円）となる。これはあくまでも全面勝訴になった場合である（しかし当該時点ではその結果は出ていない）。この裁判の勝訴によって東大和市が675万円もの経済的利益を得るとはとも考えられないが、東大和市は同規程を所有しているのであるから、想定される経済的利益の額675万円を含めて、同市は支払いに同意していることになる。

本件のテーマである成功報酬発生の根拠のみならず、着手金の額から成功報酬額に至るまで、その根拠となるものを既知の文書から明らかにすることはできない。ことほど左様に東大和市における公金支出には不明朗な部分が多い。これらのことはすべからず東大和市の管理者である市長、及び担当部課の責任者、会計管理者の責任であり、関係者の合理的な説明を求める所以となっている。

4、「最終審」の意味するところ

同規程（甲13号証）第5条には「同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。」と定められている。この「最終審」とは何であるか。

裁判所のwebサイト（裁判所→裁判所の組織→概要「2. 裁判所の配置」）には次のように書かれている。（<https://www.courts.go.jp/about/sosiki/gaiyo/index.html>）

憲法は、最終審、最上級の裁判所として最高裁判所を設けるとともに、どのような下級裁判所を設けるかについては法律にゆだねています。

すなわち、日本国における最終審は最高裁判所であるということである。本件の対象となった事件の場合、最高裁判所の判断を仰いでいるので、同裁判所が最終審ということになる。

「最終審」が以上のようなものであるなら、本件において最高裁の判断が示されていない段階では、同規程第13条にある「経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する」ことは

不可能である。言うまでもなく、被告東大和市にとっての経済的な利益が得られるか否かも、経済的利益の額も、この段階ではすべて未定だからである。

ところが東大和市は2022年11月21日に橋本弁護士と高裁協議書を交わし成功報酬1,188,000円の支払いに合意し、同日に同弁護士は同額の成功報酬支払請求書（甲1号証）を同市に提出、さらに同日、東大和市は同額の支出命令票（甲2号証）を起票・決定している。

すべての処理が2022年11月21日に行われたことがそもそも不自然であるが、何よりも異様なのは、当該時点では東大和市にとって経済的な利益の実態が存在しないにもかかわらず、この支払に合意していることである。そして2024年1月6日に支払いを完了しているのである（甲2号証）。

同規程に照らしても、上記行為は、第5条「第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けると、第13条「報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。」に反している。2022年は11月21日の時点では、「最終審」は終了しておらず、「経済的利益」は存在しないのである。

第3 最高裁への上告に際しての訴訟事務委託契約について

東大和市監査委員会は、住民監査請求の監査結果（甲4号証）において、「監査委員の判断」として、(1)「高裁契約書は契約締結日から控訴審終了までとなっている」(2)「東大和市は最高裁判所への上告に際しては橋本弁護士との委託契約は行っていない」(3)「東大和市会計事務規則第45条に基づき【中略】適切に支払いがされている」以上3点をもって、「請求人が主張する、最高裁判所の判決が出るまでは訴訟は終結しておらず、高等裁判所の判決の結果をもって成功報酬を支払うことが違法な支出にあたることには理由がない」（「」内はすべて「住民監査請求の監査結果」4頁、但し【】内は原告）としている。

しかし(1)については支払日が指定されておらず、確定判決後、その必要が認められた後に成功報酬を支払うこととは矛盾しないこと、(3)については外形的手続きは踏んでい

るものの、その実態には大いなる疑義があることはすでに述べた通りである。したがってここでは(2)についてのみ、その誤りを主張する。

確かに、東大和市は最高裁への上告に際し橋本弁護士との委託契約を結んではいない。しかし、これはあくまでも結果としてそうであったというだけのことである。

東大和市は、2020年11月18日に東大和市を被告とする訴状が提出され、令和2年(ワ)第271号事件として地裁で審理されることとなった際、提訴から約2か月後の2021年1月20日に橋本弁護士と訴訟事務委託契約書を交わしている(乙1号証)。また、地裁判決を不服として同年5月6日に原告が控訴した際には、やはり控訴から約2か月後の同年7月4日に同弁護士と高裁契約書を交わしている(乙3号証)。

このように、訴訟提起や上訴をすれば、通常は控訴審までは必ず法廷が開かれるが、最高裁の上告については事情が異なる。上告したからといって、すべての事件について法廷を開いて審理するわけではなく、法廷を開かず決定(調書の通知)だけで終わる場合もあれば、法廷を開く場合もある。また法廷を開いたからと言って弁論を行うとは限らない。このような事情のため、相手方(本件の場合には東大和市長)は最高裁の法廷が開かれると確定した段階で初めて訴訟事務委託契約を弁護士と交わす必要が出てくる。もし「決定」となれば弁護士と委託契約を結ぶ必要はなくなる。本件の場合にはまさにこれに該当する。

しかし少なくとも、最高裁の判断(「決定」なのか、開廷されるのか、弁論はあるのか)が示されるまでは、(たとえ被告が控訴審で全面勝訴したとしても)すべての可能性は等価である。もし最高裁の法廷が開かれることになれば、当然のこととして東大和市は弁護士と委託契約を結んでいたはずであるが、最高裁判断が「決定」になったために、結果として委託契約を結ばなかっただけである。

東大和市監査委員会が、「東大和市は最高裁判所への上告に際しては橋本弁護士との委託契約は行っていない」ことを根拠として、成功報酬支払いが違法ではないと判断するということは、(不用意にか、または意図してそうしたかは不明だが)事態の結果と原因を取り違えたものであり、これが誤りであることは言うを待たない。このことを成功報酬支払いの違法性阻却の根拠とすることは、いわば「後だしじゃんけん」と言わねばならず、監査委員として極めて不誠実な対応である。

第4 被告行為の違法性

2022年11月21日、東大和市が「東京高等裁判所令和4年（ネ）2972号事件」（以下、「当該事件」と略す）の訴訟事務委託契約の受任者橋本勇弁護士と高裁協議書を交わし、成功報酬を求められる実態が無いにも関わらずその支払いに合意したこと、また、同実態が無いにも関わらず、同日（11月21日）に支出命令票を起票・決定し、その支払いを命じたことは、以下の法令等に抵触する行為であり、正されなければならない。

1、民法第648条の2違反

民法第648条の2（成果等に対する報酬）違反に当たる。同法には下記のごとく示されている。

委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。（下線原告）

東大和市が「委任事務の履行により得られる成果」は2022年11月21日の時点ではその実態は無い。

同年11月9日、当該事件で東大和市がいったん勝訴したが、同月11月24日、原告により上告されている。上訴には既判決の遮断をする効果（確定遮断効）があり、従って被告東大和市が勝訴によって得た経済的な利益もクリア（遮断）されている。「報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない」とするならば、「その成果」である経済的利益が当該時点では存在しない。従って「同時に」引き渡される成功報酬があってはならず、これを支払うことに同意することは民法第648条の2に違反する行為である。

2、地方自治法第232条の4違反

地方自治法第232条の4には次のような定めがある。

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。(下線原告)

当該支出行為に関わる支出命令票(甲2号証)に東大和市会計管理者は許可を出している。しかし当該支出行為の合意は、前述のように民法第648条の2に違反するものであり、法令に反していることは明白である。

また、「当該支出負担行為に係る債務が確定していること」とされる債務の確定の実態、すなわち2022年11月21日の時点で成功報酬の支払いの義務は無い。これを会計管理者が許可することは地方自治法第232条の4違反に当たる。

3、東大和市会計事務規則第10条2項違反

東大和市会計事務規則第10条(会計管理者の審査及び確認)には次のような定めがある(甲15号証)。

第10条 会計管理者は、収入通知票及び支出命令票を受けたときは、法令及び関係書類に基づきその内容を審査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、実地調査等の方法により確認することができる。

2 会計管理者は、前項の規定による審査等により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、意見を付して当該収入通知票及び支出命令票を課長に返付しなければならない。

(1) 収入については予算科目、支出については配当予算がないとき。

(2) 収入及び支出(以下「収支」という。)の内容に過誤があるとき。

(3) 収支の内容が法令に違反すると認めるとき。

(4) 支出負担行為に係る債務が確定していないとき、当該債務が確定していることを確認できないとき等支出の根拠が明確でないとき。(下線原告)

違法の根拠は前項と同断。

4、東大和市支出負担行為手続規程第3条違反

東大和市支出負担行為手続規程第3条（支出負担行為の手続の原則）には次のような定めがある（甲16号証）。

第3条 課長は、支出負担行為の手続を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、支出負担行為伺票を作成のうえ、東大和市事務決裁規程（昭和51年訓令甲第6号）に定める決裁責任者（以下「支出負担行為決定者」という。）の決定を受けなければならない。

- （1）法令又は予算に違反しないこと。
- （2）予算配当額を超過しないこと。
- （3）予算執行計画に適合していること。（下線原告）

第3条にある通り、担当課の課長は支出負担行為である支出命令票の決定を行うためには「法令又は予算に違反しないこと」に留意しなければいけないところ、これを怠ったり違法な弁護士報酬支払いを進めている。このことは、東大和市支出負担行為手続規程第3条違反する行為である。

第4 本件総括と東大和市のなすべきこと

本件の対象となった訴訟は、本件原告が東大和市を被告として2020年11月18日に東京地方裁判所立川支部に提訴、2022年5月6日に東京高等裁判所に原告が控訴、2022年11月24日に原告が最高裁に上告、2023年8月4日に「上告棄却・上告受理申し立て不受理」が決定となった事件である。しかるに、東大和は判決内容が確定となる以前の2022年11月21日に、代理人弁護士と成功報酬支払を合意し、担当部署で支払いを決定（支払いは2023年1月6日）している。成功報酬支払いの時点では、東大和市に債務は生じておらず、支払いに応じたことが違法な公金の支出に当たる。

被告は訴訟事務委託契約書及び訴訟事務委託契約協議書の存在をもってこれを適法とみなし、また住民監査請求においても、「民法（明治29年法律第89号）第643条の規定に基づく委任を行うに当たり、その契約内容をどのようにするかについては、依頼者と受任弁護士との間で自由に決めることができるものである」（甲4号証 3頁31～33行）と監査対象部署の担当者は説明している。

しかし、契約書があれば公金処理の違法性が阻却されるものではない。また、契約の自由は野放図ものではない。民法第91条にあるように公序良俗に反するものは認められないところであり、同法521条2項にあるように「法令の制限内において、」という但し書きもついている。まして公金の支出については厳格でなければならず、民法第648条の2における「報酬」（＝成功報酬）に対して求められる「成果」（＝経済的利益）の実態が無い場合は、東大和市に債務が存在するとは言えず、これを支払うことは当然のこと違法である。

東大和市は、2023年1月6日に当該事件等代理人橋本勇に対し支払った「成功報酬」1,188,000円、及びこれが支払われるまでの年5分の割合による金員を、同弁護士に返還するよう請求しなければならない。

また、同市はこれらのことを謙虚に反省し、支出負担行為に当たっては管理者である市長、並びに担当部課の職員が緊張感をもってこれに臨み、二度と同じ過ちを犯さぬよう厳格な公金の支出に努めなければならない。

以上

附属書類

- 1 本状及び下記2～5の副本
- 2 原告証拠説明書（4）
- 3 甲13号証～16号証（いずれも写し） 各1通
- 4 証拠申出書
- 5 別紙（尋問事項）